

メルコスールの対外共通関税率表の例外品目リスト（LETEC）

1. 対外共通関税率表の例外品目リスト（以下、LETEC）のメルコスール共通関税番号（NCMコード）品目の設定と制限について

メルコスール加盟4カ国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）は、国内産業の発展度合い等が異なるため、例外品目を定めている。これを例外品目リスト(LETEC)と呼ぶ。

メルコスール共同市場 2010年付決定第58号（同2021年付第11号により改正）に基づき、4カ国それぞれが一定数の品目数まで関税を引き上げ、あるいは引き下げることができる。ブラジルとアルゼンチンの上限はそれぞれ100品目（期限2028年12月31日まで）、パラグアイは649品目（期限2030年12月31日まで）、ウルグアイは225品目（期限2029年12月31日まで）。また、同決議第3条により、関税率は世界貿易機構（WTO）で許容される上限まで引き上げることができる。例外品目は、6カ月ごとに全体の20%を上限に入れ替えることができる。

2. 特別税率の設定：

以下 a.b.c.について、最新の品目は[貿易審議会（CAMEX）のサイト](#)からダウンロードできる。

a. LETEC (Lista de Exceções à Tarifa Externa Comum)

国産類似品がないことを条件に特別税率の設定が認められている。2023年6月1日現在、メルコスール共通関税番号（NCM）では134種類である。品目の特徴は主に関税番号の医薬品の30類、分解車体、部品の87類、人工関節の90類などの消費財や中間財である。

b. LEBIT/BK (Lista de Exceções de Bens de Informática e Telecomunicações e Bens de Capital)

メルコスール加盟国内で生産されていない資本財に対するメルコスール共通関税率表の見直しを行った結果、情報通信関連物品をBIT（情報通信財：Bens de Informatica e Telecomunicações）、その他の資本財をBK（資本財：Bens de Capital）として、LEBIT/BKを設けた。その主な特徴は、関税番号の機械類の84類から電気機器の85類、測定、検査、光学などの精密機器の90類など生産資本財である。

c. 国内での調達ที่難しい製品（Desabastecimento）

国内での生産や供給が難しい品目も例外品目として、軽減税率が適応される。食料品、化学原料、ワクチン、鉱物原料、特殊検査機器などが対象。関税率表に“Desabastecimento”という言葉が付されている。

その他、ブラジルには Ex-Tarifário システム(例外関税)が存在している。詳細は「[関税制度](#)」の Ex-Tarifário システム(例外関税)を参照のこと。当該システムは、国産類似品がないことを条件とした特別税率の設定を可能にするものであり、2019 年付経済省第 309 号および同省令第 324 号で新たに設定された同制度によって認可された品目である必要がある。対象製品は、関税率表に BK (資本財) 或いは BIT (情報通信財)と付された品目であることが前提となる。対象品目は、84 類および 85 類の生産機械設備が多い。

2.1 –LEBIT および LETEC、Ex-Tarifário (例外関税) の定期的点検、見直しおよび更新

BK, BIT および Desabastecimento のリストは、開発商工サービス省 (旧経済省) 外国貿易・国際業務特別局 (SECINT)が、CAMEX に設置される合議体である関税率変更委員会 (Comitê de Alterações Tarifárias - CAT) に諮問する形で、定期的なリストの見直しおよび更新を行っている。

2.2 –LETEC、LEBIT、Desabastecimento の変更・追加・除外・継続の申請

貿易審議会 (CAMEX) の運営実行委員会 (GECEX) は、2015 年付共同市場審議会決定 25 号, 同 26 号 (CMC/DEC.Nº25 & 26/15) および 2023 年 3 月 2 日付の政令第 11428 号の規定に基づき、民間企業あるいは業界団体による申請に応じて、現行の LETEC、LEBIT、国内での調達が難しい製品の例外品目リストの変更申請 (追加、除外、継続) をすることができる。GECEX はこれらの変更申請を受理、分析審査を行う役割を担う。申請に対する分析および審査は、関税率変更委員会 (CAT) が最低でも月一回の会合を開催し、リストの変更申請 (追加、除外、継続) に関して品目別に分析を行う。変更申請はブラジル連邦政府統一ポータルサイトの指定ページのフォームに必要データを記入・送信して提出する。CAMEX のコーディネイトを行なう開発商工サービス省 (旧経済省) 貿易国際業務特別局の CAMEX 執行局 (SE-CAMEX) 通商戦略副局は、変更申請を受理した後、対象物品の記述、関税番号などを網羅した内容、さらにその申請の審査状況を CAMEX サイト上にて公表する。審査期間は原則 90 日間であるが、場合によっては、さらに 30 日間の延長が認められる。公示された変更申請に対しては、利害関係のある第三者からの意見書の受け付けが認められ、変更申請と同様に連邦政府単一サービスポータルを通じて提出する。正当な理由がある例外的な場合を除き、この意見書の提出は、CAMEX のウェブサイトでの変更申請の公示後 45 日以内に提出された場合のみ認められる。2022 年 6 月 20 日現在、受理されたこれらの変更申請(追加、除外、継続)の審査状況は次の通り。

a. 共通関税率表と関税番号の変更申請 264 件 (ブラジル政府 CAT の審査) ;

- b. LETEC 変更申請 133 件 (ブラジル政府 CAT の審査) ;
- c. LEBIT 変更申請 2 件 (ブラジル政府 CAT の審査) ;
- d. 共通関税グループ決議供給不能製品の追加申請 132 件 (ブラジル政府 CAT の審査) ;
- e. メルコスール審査グループによる関税率、品名、関税番号分類の審査 104 件 ;

2.3 – 新たな Ex-Tarifário 制度による減免税の例外品目

Ex-Tarifário 制度は、国内の輸入者による機械設備の輸入申請に対し、開発商工サービス省 (旧経済省) 貿易審議会運営実行委員会 (GECEX) が、国産類似品の無存在が証明された場合に限り、輸入税を免税にする「免税輸入制度」である。国産類似品審査は、インターネットによる一般意見公募手続き (パブリックコメント) を経て、GECEX が審査の上、平均約 14% の機械設備の輸入税率が 0% に引き下げられる。同制度の規則を定めていた 2014 年 8 月付貿易審議会 (CAMEX) 決議第 66 号及び 2018 年 12 月の改正令である同決議第 103 号は、2019 年 6 月 24 日付の経済省省令第 309 号により「新 Ex-Tarifário 制度」として置き換えられ、国産無存在の資本財 (BK) および情報通信財 (BIT) に対する関税率の一時的特別減税の申請における審査プロセスの規定が設定された。この省令に加えて、2008 年付のメルコスール共同市場グループ決議第 8 号 (GMC/RES. N° 08/08) により、国産類似品があっても「供給上の理由による暫定減税措置」(5※) が加盟国に認められており、2008 年以来現在までに、各加盟国に対して様々な対外共通関税上の例外措置が設けられている。

2023 年 6 月現在、Ex-Tarifário 申請から認可までは最短で 70 日前後、通常 3 カ月を要する。審査機関である貿易審議会 CAMEX を構成する閣僚のスケジュール等も影響するため、4, 5 カ月を要することもある。国産類似品審査において、国内メーカーや業界団体などからの異議申し立てが出た場合は更に伸びるケースもある。

2.4 – Ex-Tarifário の新規の申請

現在認可されている既存の Ex-Tarifário に該当しない新たな申請
これらすべての申請は開発商工サービス省 (旧経済省) の情報電子システム (SEI) (*) の各項目に申請者のデータを入力して行われる。電子申請となったため、無効となった従来の 2014 年 CAMEX 決議第 66 号の書類による申請要綱は使用できない。入力する申請項目については一部簡素化されているが、大部分は CAMEX 決議第 66 号の内容と大差はない。

(*) SEI のユーザーマニュアルとして、SEI 外部利用者入門 ((Cartilha - Usuário Externo do Sistema Eletrônico de Informações (SEI) ・ 2020 年第 2 版) が公表されている。

主な入力データは次の通りである。

I – 業界団体名あるいは申請会社のデータ

申請団体または会社のデータ：会社名、CNPJ、CNAE（主な企業活動内容に対応する国家経済活動登録番号）、所在地、CEP、電話番号

II – Ex-Tarifário 申請責任者、あるいは法的業務代行者のデータ；氏名、CPF、E-mail、所在地、CEP、固定電話番号、携帯電話番号

III – Ex-Tarifário の対象製品に関するデータ：

- a. 8 桁の NCM/TEC(2 ※)番号（メルコスール共通分類の対外共通税率表の関税番号）
- b. 前述の NCM/TEC 番号に提案する記述内容
- c. 主だった技術パラメータとして、重要度の順番で製品の動作においてより重要な点についての技術パラメータを明示
- d. 機械単体の場合は “S” (Maquina Simples) 、機械の組合せの場合は “C” (Combinação de Máquinas) 、機能を分担している機械は “U” (Unidade Funcional) を記入する
- e. シリーズ生産による機械の場合は “S” (Produção Seriada) とし、特注品 (feito Sob Encomenda) の機械の場合 “E” を記入する：
- f. シリーズ生産による機械の場合、選択したモデル名を記名する
- g. 特注品の機械の場合は、その製造期間（納期）を記入する
- h. 対象機械設備の想定 CIF 金額 (US\$)
- i. 輸入予定台数

IV – 輸入の時期：

- a. Proforma Invoice 或いは Invoice に明記された機械金額のリアル・ドル為替レート
- b. 輸入元国
- c. 輸入目的
- d. 輸入投資先の場所（州と市）

V – 特記すべきその他の情報：

申請プロセスの分析審査において、経済的メリット及び重要性を正当化するために必要と考えられる情報

VI-添付資料（次のファイルを含む Zip ファイルとして提出）：

- a. パブリックコメント募集の際に公開される、申請会社の秘密文書などの情報を除いた詳細な技術スペック、機機能との追加情報の記述、技術カタログ、配置図、略図、図面、写真、その他申請機械に関する技術的識別に必要な情報などを記した明瞭な PDF ファイル
- b. 輸入製品の Proforma Invoice のコピー
- c. その他、意志決定に際して補助として用いることが可能な書類など
- d. 対象機械設備のメルコスール共通関税番号（NCM）に関して、国税庁（RFB）によって公表された「税務分類の照会による解決」（Solução de consulta sobre classificação fiscal：2021年12月9日付国税特別局（RFB）細則第2057号を参照）を添付することができる

VII-安全に関する技術法令および規則への対応における、ブラジル国産生産財との同一性を有する旨の宣言

VIII-パブリックコメントに付されるファイルに関する了承と責任に関する宣誓

IX-責任と雇用関係の宣言：

申請者が企業従業員である場合は、Ex-Tarifário の申請会社との間に雇用関係があり、申請書類を審査する開発商工サービス省（旧経済省）商工サービス開発局（SDIC）に対して企業の利害を弁護することを許可されたことを法に基づき確約する。

申請要領：

- a. NCM/TEC（メルコスール共通分類-対外共通関税率表）の番号
HSコードの16部、注3（二つ以上の機械が結合されたもの）および4（個別の構成機器から成る機械設備）による規定に基づいた唯一の8桁の関税番号
- b. この関税番号に基づく機械設備の記述（申請者自身が提案する記述で、機械の機能において次の技術的パラメータを明記する）
 - 機械の普通名詞は複数の形式で執筆する（例：Maquina でなく Maquinas とする）
 - ピリオドを打たず連続した唯一の記述文とする
 - 機器の記述のみで、説明文は省くこと
 - ブランド名、モデル、或いはパテントなどは挿入しないこと
 - 機械の記述は主要な技術と機能の要素を簡潔にその目的を具体的に表現すること

- c. 添付資料：オリジナルのカタログ、Proforma-Invoice、および技術文書があれば（これらが外国語の場合は正しいポルトガル語の翻訳付き書類を添付する）
- d. 類似国産品との相違点：申請者の知る限りにおいて、申請対象製品に関して類似国産財と比較して当該製品の特徴との技術的相違点を解説した説明文も添付する
- e. 自己の申請に関する要望書：類似国産品が存在しないという前提で、ブラジル政府の政策目標や、新技術の吸収、インフラ改良への投資などに鑑み、商工サービス開発競争局（SDIC）に対して提出する自己の申請に関する意見書、および国産無存在証明書を添付すること
- f. 申請者の e-mail アドレス：本申請に関する連絡書および通告書の発送先の有効な e-mail Address を明記すること。
- g. SEI 情報電子システムのモジュールが不稼働の場合：Ex-tarifário の申請時点で SEI 情報システムのモジュールが稼働していなかった場合は、従来通りのプロセスで申請した同一データを記録した CD-ROM あるいは USB メモリを商工サービス開発競争局（SDIC）宛に送付しなければならない。但し、平常に戻った場合は 30 日以内に SEI のモジュールに従って同一内容を入力し、カタログ類の文書を添付して再度送信しなければならない。

2.5 – Ex-Tarifário の再申請

すでに認可されている Ex-Tarifário を更に 2 年間で更新するための申請

- a. 有効期限内の Ex-Tarifário の対象で、有効期限の 180 日以前に申請すること
- b. 一方、有効期限が切れた Ex-Tarifário の再申請は有効期限満了後 2 年を経過したものを対象とする
- c. 再申請は、申請後 20 日以内に開発商工サービス省（旧経済省）のインターネット・ウェブサイトでのパブリックコメントの募集に掲載され、国内メーカーからの異議申立て意見の有無を待つことになる

2.6 – すでに有効な Ex-Tarifário の記述内容及びメルコスール共通関税番号（NCM）の変更申請

- a. 申請する変更が機械本体の基本的特徴を変更するものでなければ、いつでも変更申請することが可能
- b. 元々の申請者による変更要請でない場合は、変更内容について元々の申請者に 10 営業日を期限とする意見招請を行なう
- c. 対象となる Ex-Tarifário の技術的パラメーターあるいはその仕様の変更によって記述が変わる場合には、新規申請扱いとなる

- d. 対象となる Ex-Tarifário の NCM/TEC（メルコスール共通分類-対外共通関税率表）番号の変更申請の場合、ブラジル連邦収税特別局（RFB）での再審査に回付される
- e. 記述内容及び関税番号の変更申請において、関連する会社の意見などは、行政の判断に基づきの、開発商工サービス省（旧経済省）のインターネット・ウェブサイトでのパブリックコメントの募集に 20 日間諮られる。

2.7-Ex-Tarifário の廃止（無効）申請

- a. すでに認可されている Ex-Tarifário を、国内生産財が存在する理由で、需要問題あるいは政府の発議により、もしくは政府の工業政策、新技術の吸収、インフラ投資、技術安全法規に基づくブラジル国産品との権利の同一性など、有効期限満了前に廃止（無効）とされる場合がある
- b. この無効（廃止）の措置は、Ex-Tarifário の元々の申請者に通知され、開発商工サービス省（旧経済省）のインターネット・ウェブサイトでのパブリックコメントの募集に 20 日間諮られる。